

都市再生特別措置法施行令の一部改正に伴う居住誘導区域の変更について

1 経緯及び背景

国では、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画^{※1}の強化、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題との認識のもと、都市再生特別措置法を改正するとともに、都市再生特別措置法施行令（以下「政令」という。）を令和2年10月に改正^{※2}しました。

この改正は、「立地適正化計画の居住誘導区域^{※3}から災害レッドゾーン^{※4}を原則除外するもの」で、令和3年10月1日より施行されます。本市では、平成31年3月の居住誘導区域設定の際に、都市計画運用指針に基づき、災害レッドゾーンは除外していたものの、令和元年7月に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域、令和3年3月に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域が居住誘導区域内に指定されたため、政令改正に伴う措置が必要となったものです。

2 変更内容

政令改正に伴い、令和元年7月及び令和3年3月に神奈川県が指定した急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域を居住誘導区域から除外します。

3 変更区域の公表予定年月日

令和3年9月下旬

※1 立地適正化計画

国では、今後の少子高齢化等の課題に対応する「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基本としたまちづくりを行政、住民、民間事業者が一体となって取り組むため、平成26年8月に都市再生特別措置法を改正し、「立地適正化計画」制度を創設した。

本市においても、高齢者や子育て世代にとって、健康で快適な生活環境を確保し、持続的な都市経営を推進する必要があるため、平成29年3月に「小田原市立地適正化計画」を策定した。

※2 都市再生特別措置法施行令の改正

都市再生特別措置法施行令新旧対照表

改正後	改正前
<p>(居住誘導区域を定めない区域)</p> <p>第30条 法第81条第19項の政令で定める区域は、次に掲げる土地の区域とする。</p> <p><u>(1) 都市計画法施行令第8条第2項各号に掲げる土地の区域</u></p> <p><u>(2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域(同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第1項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。)</u></p> <p><u>(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域(同法第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。)</u></p> <p><u>(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</u></p>	<p>(居住誘導区域を定めない区域)</p> <p>第30条 法第81条第19項の政令で定める区域は、<u>都市計画法施行令第8条第2項各号に掲げる土地の区域とする。</u></p>

※3 居住誘導区域

生活サービス等が持続的に確保されるよう居住を誘導する区域

※4 災害レッドゾーン

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域